

ごみ問題対策巡視員活動の手引き

目次

- 1 ごみ問題対策巡視員について
 - 2 活動報告と報酬の支払いについて
 - 3 ごみ問題対策巡視員の活動について
 - 4 お問い合わせ先
-
- 資料1 ごみの出し方 基本ルール
 - 資料2 ごみ分別アプリのご紹介
 - 資料3 ごみ分別教室の開催について
 - 資料4 有価物集団回収報償金制度
 - 資料5 生ごみ減量機器購入補助金制度
 - 資料6 高齢者ごみ出し支援事業

1 ごみ問題対策巡視員について

「一関市ごみ問題対策巡視員活動要綱」に基づき、一関市公衆衛生組合連合会の単位組合の区域毎にごみ問題対策巡視員を1名登録していただき、廃棄物の適正な分別及び再利用を促進するとともに環境に対する意識の啓発を図ります。

2 活動報告と報償費の支払いについて

1年間（4月から翌年3月まで）のごみ問題対策巡視員としての活動の内容を、翌年3月に報告していただきます。活動報告書を提出したごみ問題対策巡視員に報償費をお支払いいたします。

ごみ問題対策巡視員の登録

※ごみ問題対策巡視員が変更となる場合や登録内容に変更がある場合は、「登録届出書」の提出が必要です。本庁生活環境課または各支所市民福祉課にご相談ください。

ごみ問題対策巡視員の活動

活動報告の提出案内

※3月ごろ、生活環境課から活動報告書の提出をご案内します。

活動報告書の提出

※活動報告書の提出が確認でき次第、届出いただいている口座に報償費を振り込みます。

報償費振込

※4月末までに活動報告書が届かない場合は、報償費を振り込むことができませんので予めご了承ください。

※登録届出書、活動報告書の様式は、一関市のホームページにも掲載しています。

一関市 ごみ問題対策巡視員



3 ごみ問題対策巡視員の活動について

ごみ問題対策巡視員の活動は、次のとおりです。

- ・ ごみ集積所の巡視
- ・ 地域内の不法投棄の通報
- ・ その他地域の实情にあわせた廃棄物の減量、適正処理に資する活動

・ごみ集積所の巡視について

ごみ集積所の巡視を行い、問題が発生した場合には、本庁生活環境課または各支所市民福祉課に報告をお願いします。排出された違反ごみの再分別や残されたごみの引き取りについては、ごみ問題対策巡視員の活動とはしていません。

～ごみ集積所に残されたごみについて～

収集日の誤りや不適切な分別などでイエローシールが貼られたごみ

※ごみを出した人が持ち帰るようチラシ・貼り紙などで周知を行う

排出者が持ち帰る

周知後、排出者が持ち帰らず2週間以上経過

イエローシールを剥がし、正しい収集日に出し直す

※本庁生活環境課または各支所市民福祉課へ連絡

ごみ収集業者が収集

市が収集

※ごみ問題対策巡視員の活動

・地域内の不法投棄の通報について

不法投棄は、個人においても5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる犯罪です。不法投棄の放置はさらなる不法投棄を呼びます。

地域内でごみの不法投棄を発見した場合、本庁生活環境課または各支所市民福祉課にご連絡ください。なお、事業所・会社から出たごみが不法投棄されている場合には、一関保健福祉環境センター（0191-26-1412）にご連絡ください。

～不法投棄があった場合の基本的な対応～

※不法投棄の通報

現地確認

投棄者が判明

投棄者が不明

警察へ被害届

私有地への投棄

公有地への投棄

警察へ被害届

投棄されたごみは、

投棄者が処分

土地の所有者が処分

国・県・市が処分

・その他、廃棄物の減量、適正処理に資する活動

地域の実情にあわせて、可能な範囲で、ごみの適正な分別や再利用の促進、ごみの減量や適正処理の啓発にご協力をお願いいたします。

(活動の一例) ごみ集積所での立会い指導の実施、区域の集会時に啓発活動の実施、アパート用各戸配布文書や個別の回覧等の作成配布 等

4 お問い合わせ先

地域	担当部署	電話番号 FAX番号	メールアドレス
一関	本庁生活環境課 環境衛生係	電話21-8341 FAX 21-2101	seikan@city.ichinoseki.iwate.jp
花泉	花泉支所市民福祉課 市民生活係	電話82-2213 FAX 82-2210	hanashimin@city.ichinoseki.iwate.jp
大東	大東支所市民福祉課 市民生活係	電話72-4075 FAX 71-2009	daishimin@city.ichinoseki.iwate.jp
千厩	千厩支所市民福祉課 市民生活係	電話53-3946 FAX 53-2121	senshimin@city.ichinoseki.iwate.jp
東山	東山支所市民福祉課 市民生活係	電話47-4516 FAX 47-4517	higashimin@city.ichinoseki.iwate.jp
室根	室根支所市民福祉課 市民生活係	電話64-3804 FAX 61-2389	muroshimin@city.ichinoseki.iwate.jp
川崎	川崎支所市民福祉課 市民生活係	電話43-2113 FAX 43-2550	kawashimin@city.ichinoseki.iwate.jp
藤沢	藤沢支所市民福祉課 市民生活係	電話63-5316 FAX 63-3043	fujishimin@city.ichinoseki.iwate.jp

ごみの出し方 基本ルール

ル	ー	ル	を	守	っ	て
出	し	て	く	だ	さ	い

1 収集日当日の朝8:30までに、指定された集積所に出して下さい。

(他の集積所に出さないで下さい。)

環境美化、トラブル防止のため、指定日以外の日に出すのはやめましょう。



2 指定のごみ袋に入れて出して下さい。(資源ごみの「紙類」除く。)

1袋の重さを10kg以下にして出して下さい。
袋の口を十文字にしっかり結んで下さい。
ごみの種類を○で囲んで下さい



3 分別方法を守って出して下さい。

出し方が守られていないものは収集しません。



受付時間

(一関清掃センター)

●一関清掃センターに持ち込む場合の受付時間は次のとおりです。

日曜日、祝日を除く
午前8時30分～11時45分
午後1時00分～4時30分

※土曜日は、午前8時30分～11時30分まで受入れします。

集積所に出せるごみ

燃やすごみ

指定のごみ袋に入れて出して下さい。
(指定のごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」になります。)

種類及び注意事項

生ごみ



- 水をよく切って下さい。
- 食用油は固めるか、紙、布に染み込ませて出して下さい。
- 生ごみ処理機やコンポストを活用しましょう。

紙・アルミ箔など



- 紙おむつの汚物は、取り除いて下さい。

例: 紙くず、アルミ箔のなべ(うどん等)、おむつ

木くず



- 太さ5cm以下、長さ50cm以下に切って束ねて出して下さい。
(指定のごみ袋に入れなくても良い)

集積所に出せるごみ

燃やすごみ

ゴム・布・革など




例：衣類、くつ、ござ、ゴム手袋

- ・ ござ、カーペット、カーテン、タオルケット等の大きいものは、50cm角以下に切って出して下さい。
- ・ くつのうち底部に金具が装着されているものは「燃やせないごみ」に出して下さい。
- ・ 革製のカバン、ベルトは「燃やせないごみ」に出して下さい。

その他



例：歯ブラシ、バラン(仕切り)、レトルトパック、たれ・かやく袋、チューブ類、ビデオテープカセットテープ及びそのケース

- ・  マークの表示があっても油の容器、チューブ類、たれ・かやく袋、レトルトパックなどの洗いにくい、汚れが取れないものは「燃やすごみ」に出して下さい。
- ・ ライターは使い切って出して下さい。

メモ

集積所に出せるごみ

燃やせないごみ

指定のごみ袋に入れて出して下さい。
(指定のごみ袋に入らないもの、くちをしばれないものは「粗大ごみ」になります。)

種類及び注意事項

小型家庭用品



- ポリタンクは、中身を空にしてキャップを外して出して下さい。

例: 三輪車、バケツ・洗面器など、カバン、ハンガー、ポリタンク、ペン類、おもちゃ

小型家電用品



- 電池を外してから出して下さい。
- ファンヒーター、ストーブは、灯油を抜いてから出して下さい。
- 充電式電池、ボタン式電池は取扱店の回収箱を利用して下さい。

例: 扇風機、炊飯器、ポット、ラジカセ、CD・MD・DVD・フロッピーディスク及びそのケース、ファンヒーター

金属類



- 油や塗料の入った缶は、中身を使い切ってから出して下さい。
(スプレー缶は、「缶」に出して下さい。)
- 鉄塊類は、専門業者へ依頼して下さい。
- かなづち、ハンマー、鉄アレイは清掃センターに事前に連絡のうえ個別に持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼して下さい。

例: やかん、なべ、スプーン・フォーク、おたま、かさ、油や塗料の缶。スプレー缶(缶に出して下さい) 収集不可: 鉄塊類、かなづち・ハンマー

集積所に出せるごみ

燃やせないごみ

陶器・ガラス・刃物・電球 類



例: 刃物、カミソリ、油のびん、陶器・ガラス

- ・ 陶器・ガラスは、紙などに包み、「陶器」などと外からわかるように表示して下さい。
- ・ 油の入ったびんは、中身を使い切ってから出して下さい。
- ・ 刃物など危険なものは、紙などに包み「刃物」と表示して下さい。
- ・ LED、白熱灯も購入時の包装ケースに入れるか紙などに包み外からわかるように表示して下さい

蛍光管

蛍光管



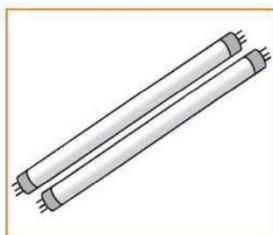
蛍光管には水銀が含まれているので、集積所へは、収集カレンダーの「蛍光管」の収集日に出して下さい。

燃やせないごみと分け、蛍光管のみを指定ごみ袋に入れ、割らずに購入時の包装ケースに入れるか、紙に包んで出して下さい。

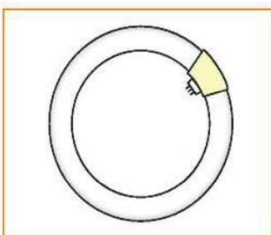
※詳細は下図をご覧ください。

分別回収の対象蛍光管

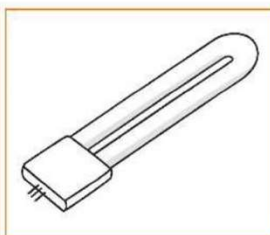
- ・ 家庭から排出される「直管型」・「円形型」・「U字型」・「らせん型」など、**全ての蛍光管が対象です。**
なお、割れた蛍光管も対象です。



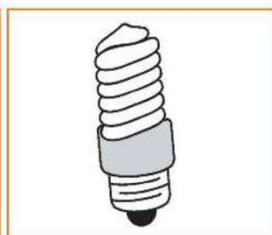
直管型



円形型



U字型



らせん型

集積所に出せるごみ

資源ごみ

びん

指定のごみ袋に入れて出して下さい。

種類及び注意事項



- ・ 飲料水、食品、酒類、ドリンク、化粧品などのびんです。



- ・ **すすいで水を切って下さい。**
- ・ 金属製のキャップは「燃やせないごみ」に、プラスチック製のキャップは「**プラスチック製容器包装**」に出して下さい。
- ・ くちのリングは、無理に外す必要はありません。
- ・ ラベルは無理に、はがす必要はありません。



- ・ 一升びん、ビールびんは、できるだけ地域の集団資源回収に出して下さい。



- ・ 汚れの取れないびんは「燃やせないごみ」に出して下さい。
- ・ ほ乳びんなどの耐熱ガラス製品は「燃やせないごみ」に出して下さい。
- ・ オリーブオイル、ドレッシング(ノンオイル以外)など油の入ったびんは「燃やせないごみ」に出して下さい。

集積所に出せるごみ

資源ごみ

缶

指定のごみ袋に入れて出して下さい。

種類及び注意事項



- ・ ジュース、酒、食品などの缶及びスプレー缶です。
- ・ 缶の大きさは、直径13cm・高さ18cm以下（ミルク缶程度の大きさ）のものまでです。これを超える大きさのものは「燃やせないごみ」に出して下さい。

※スプレー缶は大きさにかかわらず「缶」に出して下さい。



- ・ すすいで水を切して下さい。
- ・ ボトル缶のキャップ、缶詰のふたは「燃やせないごみ」に出して下さい。



- ・ つぶさないで下さい。



- ・ 材質にかかわらずガスが充填されているスプレー式容器（カセットコンロ用、ヘアスプレーなど）は、使い切って、必ず穴を開けて出して下さい。「燃やせないごみ」には、絶対出さないで下さい。



- ・ 汚れの取れない缶、油や塗料の入った缶は、使い切って「燃やせないごみ」に出して下さい。

集積所に出せるごみ

資源ごみ

ペットボトル

指定のごみ袋に入れて出して下さい。

種類及び注意事項



• このマークが目印です。

• 下記の容器が対象です。



例：飲料(酒類含む)、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング)



- **すすいで水を切って下さい。**
- キャップとラベルは「**プラスチック製容器包装**」に出して下さい。
- ラベルが、はがれないペットボトルは「**燃やすごみ**」に出して下さい。
- つぶさないで下さい。



- 汚れの取れないもの、工作などで切ったもの、マジック書きしたものは「**燃やすごみ**」に出して下さい。

集積所に出せるごみ

資源ごみ

プラスチック製容器包装

指定のごみ袋に入れて出して下さい。

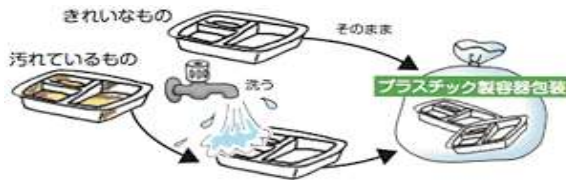
種類及び注意事項



• このマークが目印です。



プラマークは次のような製品に表示されています。ボトル類(キャップ・ポンプは、外して一緒にに入れて下さい)、乳酸飲料などの容器、カップ類、トレイ類、ペットボトルなどのプラスチック製のラベル、ふた、パン、おかしなどの袋(容器)、ポリ袋、パック類、外装フィルム、緩衝材類、ネット類



- 汚れていないこと。
- 汚れているものは、洗って乾かしてから出して下さい。



- 容器の中が洗にくいもの、汚れの取れないものは「燃やすごみ」に出して下さい。(チューブ類、たれ・かやく袋、レトルトパックなど)
- プラマークの表示がある製品でも中にガスが充填されているスプレー式の容器(整髪料など)は穴を開けて「缶」に出して下さい。
- 在宅医療廃棄物は、プラマークの表示があっても「燃やすごみ」に出して下さい。



- 発泡スチロール、食品トレイは「プラスチック製容器包装」と分けて出して下さい。(色付きも出せます。)

※販売店でトレイを回収している場合は、販売店の回収箱を利用して下さい。

集積所に出せるごみ

資源ごみ

紙類

新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パックに分類して下さい。

種類及び注意事項

新聞



- ・ 折り込みチラシも含まれます。
- ・ **白色の紙ひも**でしばって出して下さい。

雑誌



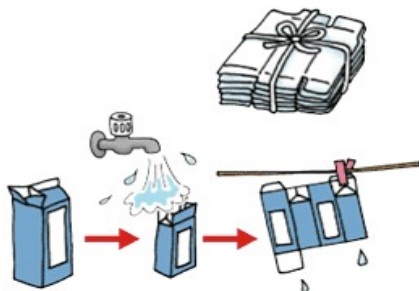
- ・ 菓子箱、厚紙、ティッシュ箱、カタログ、パンフレット、包装紙も含まれます。
- ・ **紙ひも（何色でも良い）**でしばって出して下さい。
- ・ 紙以外は取り除いて下さい。
- ・ 小さい紙は「雑がみ」として出してください。
- ・ 窓開き封筒のセロハンは切り取って下さい。

ダンボール



- ・ **紙ひも（何色でも良い）**でしばって出して下さい。
- ・ ダンボールの大きさは、おおむね1m以下にして出して下さい。

飲料用紙パック



- ・ 牛乳、酒、ジュース用です
- ・ **白色の紙ひも**でしばって出して下さい。
- ・ すすいでパックを開き、乾かしてから出して下さい。
- ・ 内部がビニールのもやアルミコーティングしてあるものは「**燃やすごみ**」に出して下さい。

集積所に出せるごみ

資源ごみ

雑がみ (リサイクルできる紙) の例



※感熱紙、カーボン紙、ビニールコート紙、写真などの資源ごみに出せない種類の紙は、燃やすごみに出してください。
詳しくは「ごみの分け方・出し方テキスト」で確認してください。

便利な雑がみの出し方

(大東清掃センター管内は、紙袋、紙箱に地区名、氏名を記入してください)

紙袋の場合



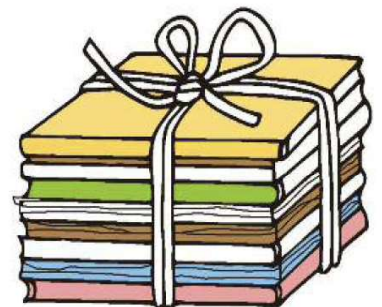
- ホッチキスや紙テープなどで口をとめて出してください。
- 紙袋の取っ手が紙以外の素材の場合、取っ手は外してください。

紙箱の場合



- ふたをして紙テープなどでとめて出してください。
- ダンボール製の箱は使用しないでください。

雑誌にはさみ込む場合



- 雑誌にはさみ、紙ひもでしばって出してください。
- 封筒などに入れてから、はさみ込むこともできます。



- Q においや、油汚れのついた箱は、雑がみとして出せますか？
- A 洗剤や線香、石鹸の箱などのおいのついた箱や、多少でも汚れた紙は、再生品の品質が落ちるため、燃やすごみに出してください。

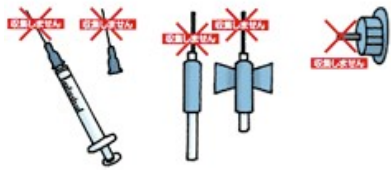
集積所に出せるごみ

在宅医療廃棄物

家庭から出される在宅医療廃棄物を誤った方法で廃棄すると感染症などの危険が生じる可能性があります。在宅医療廃棄物を出す際には次のようにお願いします。

種類及び注意事項

医療用注射針・点検針



- 注射針、ペン型自己注射針、点滴針は、ふた付の耐貫通性の容器に入れて支給された病院、診療所、薬局へ返却して下さい。
(注射器本体は「燃やすごみ」に出して下さい。)

例:注射針、点滴針、ペン型自己注射針

針なし 注射器



- 指定のごみ袋に入れて「燃やすごみ」に出して下さい。

例:栄養剤注入器(針は付属しない)、使い捨てペン型インスリン注入器

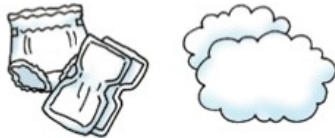
輸液・蓄尿・CAPD 栄養剤バッグなど



例:バッグ類、チューブ類・カテーテル類

- 指定のごみ袋に入れて「燃やすごみ」に出して下さい。
- 点滴バッグは空にしてから出して下さい。
- プラマークの表示があっても「燃やすごみ」に出して下さい。

脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ



- 指定のごみ袋に入れて「燃やすごみ」に出して下さい。
- 使用済み紙おむつは、汚物を取り除いてから出して下さい。

空きびん・ 空き缶



- 指定のごみ袋に入れて「燃やせないごみ」に出して下さい。
- 容器の中を空にしてから出して下さい。

※「在宅医療廃棄物」とは次のようなものをいいます。

- 医師、看護師等が訪問して行う「訪問診療、訪問介護等」により発生した医療廃棄物。
- 医師、看護師等の訪問を伴わず医師の指導管理に基づき患者等が自ら医療行為を行う在宅医療により発生した医療廃棄物。

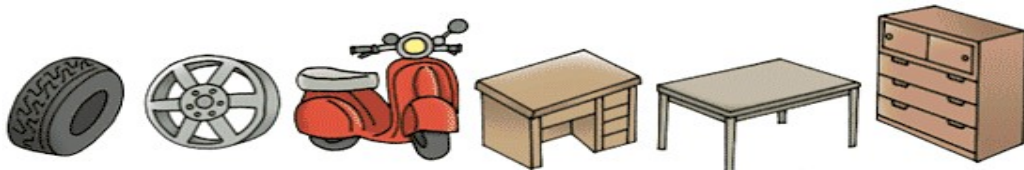
集積所に出せないごみ

粗大ごみ

収集運搬許可業者に依頼するか、一関清掃センターに自分で持ち込んで下さい。(有料)

種類及び注意事項

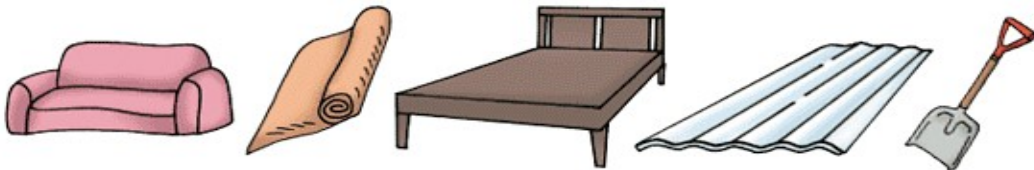
指定のごみ袋に入らないものです。



例: タイヤ、ホイール、バイク(50cc未満)、机、テーブル、たんす



例: キャビネット、ふとん、自転車、畳



例: ソファ(スプリング入りを除く)、じゅうたん、ベッド、トタン、スコップ

- ・ タイヤ・ホイールは、普通乗用車以下に限ります。
※タイヤ・ホイールは、指定のごみ袋に入ったとしても「燃やせないごみ」には出せません。
- ・ スプリング入りのベッドマット・ソファは、一関清掃センターでは受付しません。専門業者へ依頼して下さい。
- ・ 長いものは、2m以下にして下さい。
- ・ 処理料金は、一関清掃センターへお問い合わせ下さい。



注意



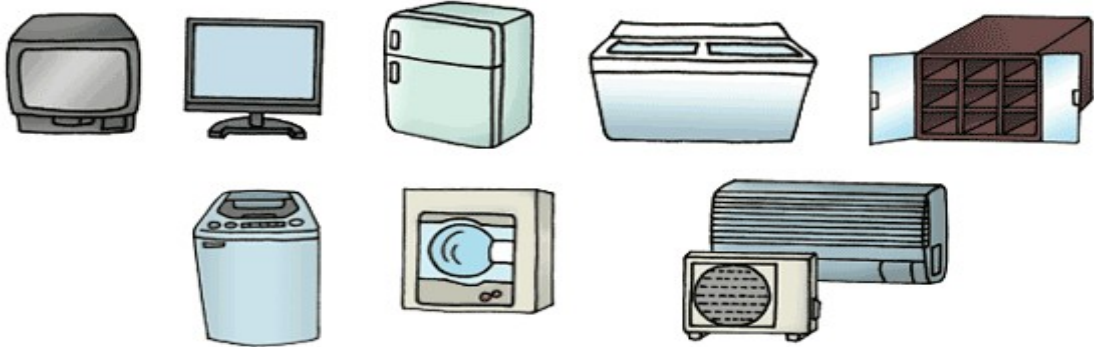
- ・ テレビ(ブラウン管式、薄型)、冷蔵庫(ワインセラー含む)、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、パソコンは、家電リサイクル法対象機器及び資源有効利用促進法対象機器ですので「粗大ごみ」には出せません。

集積所に出せないごみ

家電リサイクル法対象機器

家電リサイクル法対象機器は、「ごみ」として出すことはできません。これらの電化製品は家電リサイクル法に基づき、製造業者等がリサイクルしています。

対象機器



テレビ(ブラウン管式、薄型)、冷蔵庫、冷凍庫、ワインセラー、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

※今後、法改正により対象機器が追加される場合があります。

 これらの機器は分解しても、ごみ集積所には出せません。また、清掃センターに持ち込んでも一切受け取りません。

処理方法

買い換える場合(新しい家電製品を買って古いものを廃棄する)

家電販売店に依頼する
買い替えをするお店または過去にその廃家電を売ったお店が引き取ります

※ リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。

買い替え以外(もらったもの、景品...etc) → (販売店がわかる場合)

家電販売店に依頼する
買い替えをするお店または過去にその廃家電を売ったお店が引き取ります

※ リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。

買い替え以外(もらったもの、景品...etc) → (販売店がわからない場合)

下記の収集運搬許可業者に回収を依頼するか、郵便局で家電リサイクル料金を振り込んでから 指定取引業者に直接搬入してください。

指定取引業者:DOWA通運(株)本社営業所
奥州市水沢区佐倉河字仲田69-1
TEL:0197-24-5115

※収集運搬許可業者に依頼した場合、リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。

※販売店によっては、他店から購入した対象機器を引き取っている場合もあります。

問い合わせ先

(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター TEL 0120-319640
<http://www.rkc.aeha.or.jp>

家電リサイクル法対象機器の収集運搬許可業者一覧

令和6年2月1日現在

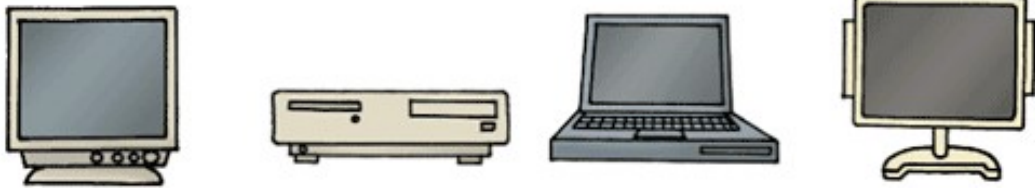
業者名	所在地	電話番号	備考
(株)一関環境保全センター	一関市滝沢字苦木100-8	26-5314	リサイクル券取扱者
(株)一般公害集配センター	一関市萩荘字上本郷149-7	38-2355	リサイクル券取扱者
(株)オイラー	奥州市水沢東大通り3-7-15	0197-25-7315	
熊谷俊成	宮城県気仙沼市久保171	0226-55-2709	
新生ビル管理(株)	一関市三関字仲田21-1	21-3222	リサイクル券取扱者
(有)セレクトクリーン	一関市狐禅寺字手負沢49	23-0366	
(有)東磐収集社	一関市千厩町奥玉字林ノ沢16	56-2556	
(有)花泉環境サービス	一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4	82-4085	リサイクル券取扱者
(有)東部産業	一関市東山町長坂字中倉157	35-3451	

集積所に出せないごみ

パソコン

パソコン(資源有効利用促進法対象機器)は、「ごみ」として出すことはできません。この製品は資源有効利用促進法に基づき、製造業者等がリサイクルしています。また、使用済み小型家電回収事業へ出すこともできます。

対象機器



CRTディスプレイ・CRTディスプレイ一体型パソコン、デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ・液晶ディスプレイ一体型パソコン

※ 購入時の標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。

- これらの機器は分解しても、ごみ集積所には出せません。
- ノートパソコンは、公共施設等に設置している「小型家電回収ボックス」でも回収しています。
- ノートパソコン以外は、清掃センターへ持ち込みできます。

清掃センターで処理できないごみ

その他の処理できないごみ

種類及び注意事項

爆発性、火災発生の危険のあるごみ



- ガスボンベ、火薬、塗料、消火器、ガソリン、灯油、廃油、シンナーなど

有害性のごみ



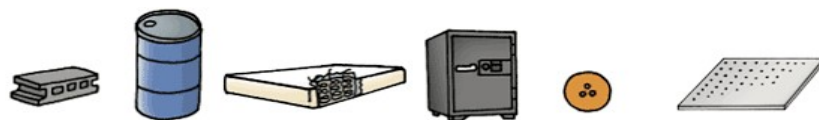
- バッテリー、農薬、劇薬、毒物など
- 水銀使用の体温計など
- 注射針、点滴針
(病院、診療所、薬局へ返却して下さい。詳しくは在宅医療廃棄物のホームページへ。)

焼却、破砕不適なごみ

- 自動車及び自動車部品(エンジン、油圧ジャッキ、バンパー、コイル、サスペンションなど)
- 鉄板、鉄骨など一般鋼材



- 鉄塊類、ブロック、スプリング入りマット、金庫、ボウリングの玉、コンクリート、ドラム缶、石、石こうボード・断熱材など



- 農業用ビニール、農業用機械、苗箱、肥料袋、ビニールハウス



※農業用資材・機材は、一関市役所各支所の農政担当課または、JA各店にお問い合わせ下さい。

「ごみの分別アプリ」 を登録しませんか

一関地区広域行政組合 分別アプリ周知チラシ

お住いの地域の
ごみ収集カレンダーを、
スマートフォンから
確認できます。

ごみの分別が
わからないときに
スマートフォンで
検索できます。



一度の登録で、年度が変わると、
ごみ収集カレンダーは自動更新されます。



Android



iOS

※日本語のほか
英語など多言語に
対応しています。

スマートフォンで
うへのコードを読み取りすると
簡単に登録できます。

お問い合わせ先 一関地区広域行政組合一関清掃センター

TEL 0191-21-2157 FAX 0191-21-2158

E-mail icseiso@city.ichinoseki.iwate.jp

分別アプリの機能について

①基本画面やメニュー

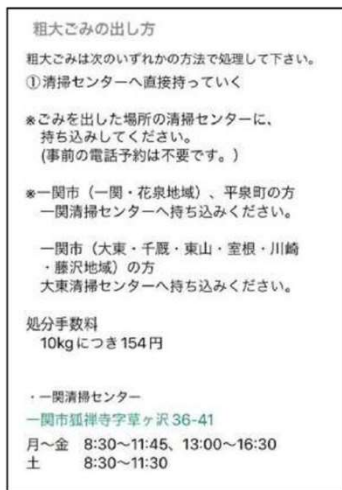


週の収集日や、年度内の収集カレンダーを確認できます
ごみの出し方や、ごみ分別辞典で知りたいごみの出し方を確認できます



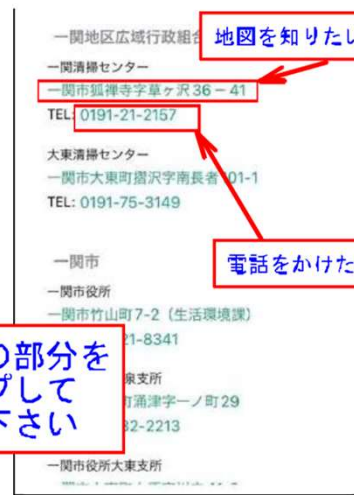
②検索できること

粗大ごみの出し方、収集運搬業者、小型回収ボックスの設置場所や店舗回収している店舗を地域や種類で探すことができます



③マップナビや電話機能

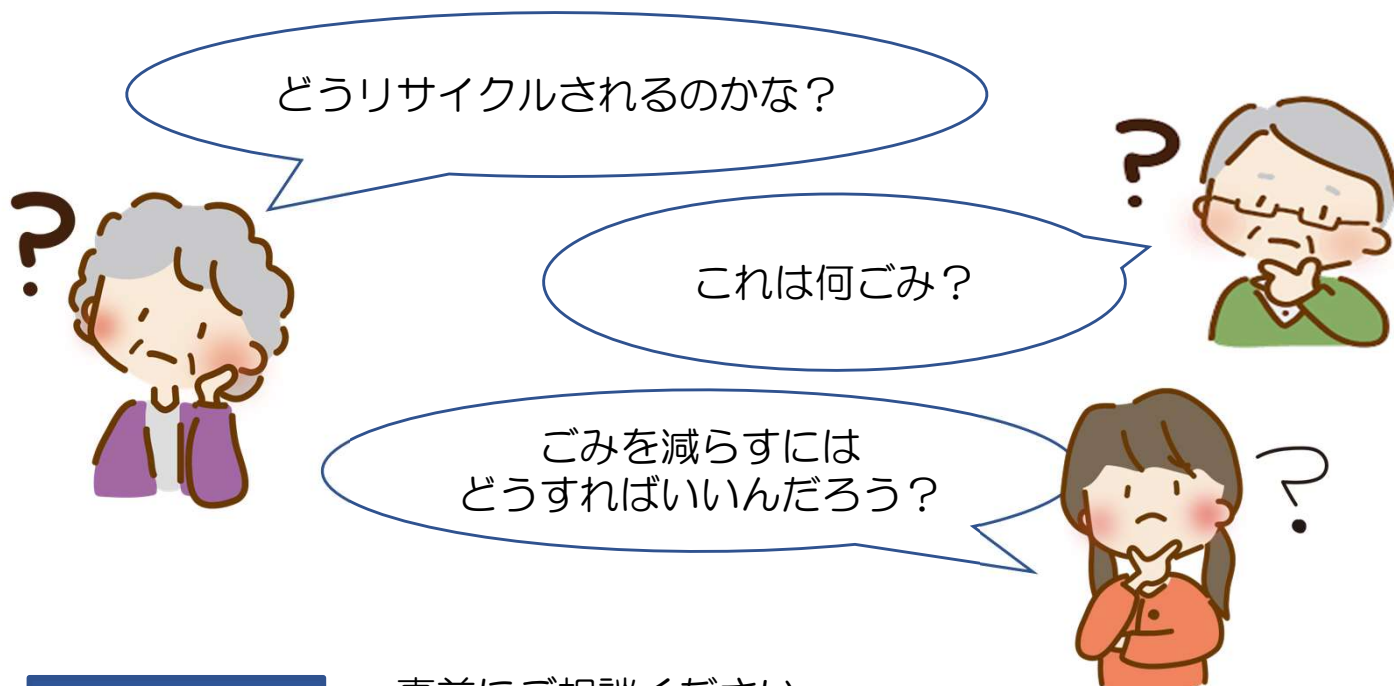
表示された住所をタップすると地図が表示され、マップアプリで現在地からナビができ、電話番号から電話をかけることができます



「ごみ分別教室」を お近くの集会所等で 開催してみませんか？



市では、市民の皆さんにごみ分別やごみ減量化などについて理解を深めてもらうため、職員が出向いて説明を行う「ごみ分別教室」を行っています。
お気軽にお申込みください！！



講座内容

事前にご相談ください。
例：ごみの分け方・出し方に関すること
ごみの減量化・資源化に関すること など

講座対象

市内在住・在勤・在学で、
おおむね10人以上の団体やグループへ開催しています。

時間

原則として、平日の10時から16時まで。
1講座60分程度です。(年末年始を除く)

場所

市内集会所、各市民センターなど
※ 会場の手配や進行、参加者への通知などは
主催者(講座依頼者)側でお願いします。

料金

無料です。

申込先

〒021-8501 一関市竹山町7-2
一関市市民環境部 生活環境課 環境衛生係
TEL：0191-21-8341
FAX：0191-21-2101



岩手県3R推進キャラクター
「エコロル」

※ 裏面「ごみ分別教室講師派遣依頼書」にて申込みをお願いします。

令和 年 月 日

ごみ分別教室講師派遣依頼書

標記講座について、下記のとおり申込みます。

地区名・団体名	
依頼区分(あてはまるものに○をつける)	① 民区 ② 元気いきいき教室 ③ 高齢者サロン ④ 老人クラブ ⑤ 介護予防教室 ⑥ その他()
申込者氏名	
申込者役職	区 長 ・ 民生委員 ・ 自治会長 ・ その他()
申込者住所	一関市
連絡先電話番号	☎ 0191- - ☎ - -
実施希望日時 ①	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
実施希望日時 ②	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
実施会場	
実施会場住所	一関市
実施内容	1 ごみの分け方・出し方について 2 ごみの減量化・資源化について 3 その他()
参加人数	約 名

※ 実施決定につきましては、申込時または翌開庁日を目途に電話でご連絡いたします。

有価物集団回収報償金制度のご案内

一関市では、有価物を集団回収した団体に報償金を交付し、リサイクルを推進しています。
ぜひ、ご利用ください。

～～ 限りある資源を大切にし、みんなでリサイクルを進めましょう。～～

対象

市内から発生する有価物を集団で回収する次の団体

営利を目的としない市内に組織する団体（PTA、こども会、町内会、自治会など）
非営利な法人（NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人）

報償金

◇ 引渡し量により交付します。（予算の範囲内での交付となります。）

	有価物の種類	報償金額	対象
1)	金属類	5円/kg	アルミ缶・スチール缶 等
2)	古紙類	5円/kg	新聞・ダンボール・雑誌・飲料パック 等
3)	瓶類	4円/本	一升瓶・ビール瓶 等
4)	ペットボトル	5円/kg	ペットボトル

手続き

- 1) 市内で発生した有価物を集団で収集し、回収業者に引き渡します。
- 2) 以下の書類を生活環境課または支所市民課窓口にてご提出ください。
 - ・ 有価物集団回収事業報償費交付申請書（様式第2号）
 - ・ 有価物集団回収精算書（様式第3号※「市役所提出用」と記載のあるもの）

※ 初めて申請する団体は、本庁生活環境課または各支所市民福祉課窓口にお越しください。
2回目以降の申請は「オンライン申請」が可能です。

インターネットで「一関市 ネットで手続き」を検索
または右の二次元コードにアクセス



お支払

- 1) 団体の代表者に市から交付決定通知書が郵送されます。
- ※ オンライン申請の場合は、オンライン上からダウンロードしてください。
- 2) 指定口座に報償金が振り込まれます。（通帳を記帳の上ご確認ください。）
- ※ 申請から振り込みまで、おおよそ1か月かかります。ご了承ください。

お問合せ
・
提出先

- | | | | | |
|----|------------|-----------|-------------------|-------------|
| 1) | 本庁 生活環境課 | 〒021-8501 | 一関市竹山町7-2 | Tel.21-8341 |
| 2) | 花泉支所 市民福祉課 | 〒029-3105 | 一関市花泉町涌津字一ノ町29 | Tel.82-2213 |
| 3) | 大東支所 市民福祉課 | 〒029-0711 | 一関市大東町大原字川内41-2 | Tel.72-4075 |
| 4) | 千厩支所 市民福祉課 | 〒029-0803 | 一関市千厩町千厩字北方174 | Tel.53-3946 |
| 5) | 東山支所 市民福祉課 | 〒029-0302 | 一関市東山町長坂字西本町105-1 | Tel.47-4516 |
| 6) | 室根支所 市民福祉課 | 〒029-1201 | 一関市室根町折壁字八幡沖345 | Tel.64-3804 |
| 7) | 川崎支所 市民福祉課 | 〒029-0202 | 一関市川崎町薄衣字諏訪前137 | Tel.43-2113 |
| 8) | 藤沢支所 市民福祉課 | 〒029-3405 | 一関市藤沢町藤沢字町裏187 | Tel.63-5316 |

生ごみ減量機器購入補助金制度のご案内

市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を図るため、市内に居住し、年度内に生ごみ減量機器を購入された方を対象に、補助金を交付しています。

○ 対象

一関市に住所を有し、過去5年間に当該補助金の交付を受けていない世帯

○ 申請期間

4月1日～3月31日（購入した年度に限り申請可能です。）

○ 補助金の額

購入金額（税込）の1/2以内（千円未満の端数切捨て）の額で、限度額は次のとおりです。（送料や保証料等の経費は対象外となります。）

- | | |
|---------------|---------|
| ① 電動式生ごみ処理機 | 30,000円 |
| ② 手動式生ごみ処理機 | 10,000円 |
| ③ 設置型コンポスト化容器 | 3,000円 |
| ④ 密閉型コンポスト化容器 | 2,000円 |

（1世帯につき①又は②は1基、③又は④は2基までのいずれかを申請できます。）

○ 手続きの流れ

- (1) 販売店から生ごみ減量機器のみ購入した領収書（申請者氏名宛のもの）及び購入製品カタログ（パンフレット等）を受け取ります。
- (2) 必要書類をご用意の上、市役所で手続きを行ってください。

【必要書類】

- ・生ごみ減量機器購入補助金交付申請書兼請求書（押印が必要です）
- ・生ごみ減量機器本体のみの領収書（申請者氏名宛のもの）
- ・製品カタログ等の写し
- ・本人確認書類の写し（運転免許証等、申請者が市内に在住していることを確認できる書類）

※ オンライン申請が可能です。来庁する必要がなく便利です。

<https://ttzk.graffer.jp/city-ichinoseki/smart-apply/apply-procedure-alias/namagomi>
インターネットで「一関市 ネットで手続き」を検索
または右の二次元コードにアクセス



問い合わせ・提出先

本庁生活環境課（電話21-8341） または各支所市民福祉課

令和8年度高齢者ごみ出し支援事業について

一関市では、令和5年度から「高齢者ごみ出し支援事業」を実施しています。

【事業の目的】

ごみ出しが困難である高齢者世帯を支援するため、ごみの戸別収集を行います。

【対象者】 以下の要件をすべて満たす世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯であること
- ② 要介護認定（要支援認定を含む。）又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者の認定を受けていないこと
- ③ 障害支援区分認定を受けていないこと
- ④ 近親者などによる支援を受けることが困難なこと
- ⑤ ごみ集積所までの移動手段が徒歩以外になく、
心身の状態により、ごみ集積所への排出が困難な世帯であること



【サービス開始までの流れ】

- ① サービス希望者は、生活環境課又は支所市民福祉課へ申請書を提出します。
- ② 市は、世帯情報の確認や現地確認を行い、要件を満たす場合は、申請者に対し支援を開始する旨を通知します。
(申請書受付から審査結果の通知までおおむね2か月を要します。)
- ③ 申請者宅にごみ収集用の専用コンテナを設置します。
- ④ 市職員が所定の日にごみの戸別収集をします。(ごみ集積所への排出と同様に、分別し、指定のごみ袋に入れていただく必要があります。)



【利用者の費用負担、収集頻度】

- ① 1回あたり250円。収集頻度は週1回（ひと月最大4回）
- ② 収集日は、市が決定します。(ごみ収集カレンダーと別の曜日になります。)
- ③ 「燃やすごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」を一度に収集します。

【問い合わせ先】 一関市生活環境課 (TEL:21-8341)